

蒲郡市低学年学級支援員派遣事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が蒲郡市立小学校及び義務教育学校（以下「小学校等」という。）に派遣する低学年学級支援員（以下「支援員」という。）により小学校等の低学年の良好な教育環境の確保及び児童の円滑な集団生活への適応を目的とする支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(支援員の派遣を行う小学校等)

第2条 支援員の派遣は、教育委員会が派遣を決定した小学校等に対して行う。

(支援員の管理監督)

第3条 支援員の派遣を受けた学校長は、派遣された支援員のその日の勤務について管理監督する。

(事業実施状況の報告)

第4条 支援員の派遣を受けた小学校等は、支援員に定期的にその勤務状況等について教育委員会に報告させるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。